

「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病虫害防除マニュアル」～茶（かぶせ茶・抹茶編）、茶（総合編）、りんご（無袋栽培）～の公表について

農林水産省は、農産物の海外への輸出促進を図るため、「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病虫害防除マニュアル」～茶（かぶせ茶・抹茶編）、茶（総合編）、りんご（無袋栽培）～を取りまとめました。

概要

我が国の通常の防除体系で使用される農薬の中には、輸出相手国で当該農薬の対象作物が生産されていないことから、当該農薬の登録が行われていないこと等の理由により、輸出相手国の残留農薬基準値が我が国の基準値に比べて極めて低いものが多く存在し、結果として輸出向けの農産物に使用可能な農薬が限定されています。

こうした状況の下、農林水産省では、農産物の輸出促進を図るため、平成26年度より、輸出重点品目について、輸出相手国での残留農薬基準値が設定されていない農薬等の代替又は使用を低減する新たな防除体系を確立し、その効果の提示を行いつつ産地へ導入することを目的とした「農産物輸出促進のための新たな防除体系の確立・導入事業」を実施しています。

今般、産地の協力を得つつ、「茶（かぶせ茶・抹茶）」及び「りんご（無袋栽培）」を対象として、

（ア）日本と輸出相手国の残留農薬基準値の比較

（イ）国内で使用される農薬の残留実態

（ウ）化学合成農薬代替防除技術

等を整理した「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病虫害防除マニュアル」を作成しましたので、公表いたします。

なお、平成27年8月18日付けで公表済みの病虫害防除マニュアル「茶（煎茶（一番茶）・玉露編）」と今回公表する病虫害防除マニュアル「茶（かぶせ茶・抹茶編）」を基に、「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病虫害防除マニュアル『茶（総合編）』」を作成しましたので、併せて公表いたします。

詳細は、以下のリンク先を御参照ください。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/export_manual.html

（参考）「農産物輸出促進のための新たな防除体系の確立・導入事業」での対象品目

平成26年度：茶（煎茶（一番茶）・玉露）、いちご

平成27年度：茶（かぶせ茶・抹茶）、りんご（無袋栽培）

平成28年度：りんご（有袋栽培）、なし、かんきつ

【お問合せ先】

消費・安全局植物防疫課

担当者：防除班 白石、藤井

代表：03-3502-8111（内線4562）

ダイヤルイン：03-3502-3382

FAX：03-3502-3386